

消費者基本計画及び工程表の改定に向けての意見

内閣府 消費者委員会 事務局

1. 改定に向けた一般的な流れ

消費者委員会では、通常、消費者基本計画（以下「計画」という。）に基づく工程表が改定される過程で、3回にわたって意見を出す。

まず、秋頃に重要施策に関する関係省庁ヒアリング（※1）を行った上で、年末頃に意見を取りまとめる。この段階では、まだ改定の全体像は見えない。関係省庁では、本意見を踏まえて、パブリックコメントに付するための改定素案を作成する。続いて、消費者委員会では、

年明けにも重要施策について関係省庁ヒアリングを行った上で、消費者庁が春頃に提示する改定素案に対して意見をとりまとめる。約400ページもある工程表の改定箇所を短期間で確認することには、かなりの労力を要する。最後に、夏頃に提示される改定案に対して意見を出す。

2. 今回の経緯

計画に係る令和2年度の検証・評価・監視は、コロナ禍等緊急事態下の消費

者問題をテーマとして、緊急事態下の不安に乗じた悪質な便乗商法、キャンセル問題への対応等について、例年以上の回数にわたってヒアリングを行った。

消費者委員会では、まず、計画の具体的な施策を定める工程表の改定に向けた意見（※2）を、令和2年12月に取りまとめ、この内容を工程表の改定素案に反映することを求めた。

さらに今回は、①消費者委員会の12月の意見を踏まえ、また、②消費者を取り巻く環境の大きな変化（現行計画が閣議決定されてからの1年で、コロナ禍における新たな生活様式の実践に伴い、消費生活のデジタル化が加速）に対応するため、工程表に加えて計画の見直しが行われた。

3. 意見の概要

消費者委員会では、消費者庁が3月末に取りまとめ、パブリックコメントに付した計画及び工程表の改定素案に対して、4月16日、意見（※3）を述べた。

- ・デジタル化については、①いわゆるデータパターン（※4）への対応をはじめ

めとするデジタル化に対応した消費者の保護、②社会のデジタル化に対応した消費者教育の推進、③消費生活相談体制のデジタル化についての検討等を求めた。

- ・このほか、①消費者行政を推進するための体制整備（新未来創造戦略本部の機能の発揮、地方消費者行政の充実・強化）、②ECサイトにおける食品表示の在り方の検討の具体化、③事故情報の収集・通知制度の意義の周知徹底等を求めた。

4. 計画及び工程表の改定

消費者委員会の4月の意見や、消費者庁が実施したパブリックコメントの結果を踏まえて修正された計画及び工程表の改定案について、6月10日の消費者委員会本会議で、消費者庁からヒアリングを行った上で、同日付で改定案について妥当である旨を答申した。

その後、6月15日の閣議において計画の変更が、同日の消費者政策会議（会長・内閣総理大臣）において工程表の改定が決定された。

※1 関係省庁等ヒアリング <https://www.cao.go.jp/consumer/about/kihonkeikaku.html>

※2 「消費者基本計画等の実施状況に関する検証・評価及び消費者基本計画工程表の改定に向けての意見」（令和2年12月18日）
https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2020/1218_iken.html

※3 「消費者基本計画及び工程表の改定素案（令和3年3月）に対する意見」（令和3年4月16日）
https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2021/0416_iken.html

※4 デジタル技術を不適切に用いて、消費者が批判的、合理的に思考することを妨げるデザイン。例えば、ECサイトにおいて、購入完了までの残り時間をカウントダウン表示したり、デフォルトでメール配信や定期購入にチェックが入っていたりすることなどが挙げられる。